四国のまほろば　美馬市

美馬市総合計画　後期基本計画

－だれもが住みたくなるまちをめざして－

美　馬　市

「四国のまほろば　美馬市」を目指して

本市では、新しい市にふさわしい「美馬市総合計画」を策定し、基本構想に定める将来像「四国のまほろば　美馬市」の実現に向け各種施策を実施しております。

本計画が動き出してから４年が経過し、前期基本計画の期間終了を迎えることから、このたび、後期の４年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

この後期基本計画は、平成23年度からの４年間における、本市行政の方向を示すだけでなく、目標到達までの道標となるものでもあります。計画の展開にあたっては、実施計画のローリング調査を行うなど適切な進行管理を行いながら、計画の達成状況を市民の皆様に提示してまいりたいと考えております。

本計画の策定にあたりましては、行政内部で前期基本計画の進捗状況や成果等の検証を行うとともに、社会経済情勢や本市を取り巻く行財政状況を的確に分析し、計画に反映させるよう努めました。

今後の４年間、基本構想に定める将来像を実現するという目標に着実に近づけるため、市民の皆様とのパートナーシップを基本に、本計画の推進に全力で取り組んでまいります。ぜひ、市民の皆様にもまちづくりの想いを共有いただき、ともに取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました、総合計画審議委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどを通じ、ご意見・ご提言をいただいた多くの皆様に、心よりお礼申し上げます。

美馬市長　**牧田　久**

目　次

第1部　序　論

第１章　はじめに　6
　1　計画策定の趣旨　6
　2　後期基本計画の位置づけ　7
第２章　美馬市の現状と課題　8
　1　美馬市の特性　8
　2　時代の潮流と抱える課題　11

第2部　前期基本計画の取り組み状況

第１章　市民が大切にされるまちをつくる　14
　Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる　14
　Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる　14
　Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる　15
　Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる　16
　Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる　17
第２章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる　18
　Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる　18
　Ⅱ　快適な住環境をつくる　19
　Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる　20
第３章　環境と調和するまちをつくる　21
　Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る　21
　Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる　21
第４章　活力がみなぎるまちをつくる　22
　Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る　22
　Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る　23
第５章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる　24
　Ⅰ　都市間交流の促進を図る　24
　Ⅱ　美馬文化を継承・創造する　25
第６章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる　26
　Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する　26
　Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する　27

Contents

第３部　基本構想と施策の基本方針

1　将来像　30
2　基本理念　30
3　施策の基本方針　31

第４部　後期基本計画

第１章　市民が大切にされるまちをつくる　36
Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる　36
Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる　39
Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる　46
Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる　56
Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる　60

第２章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる　66
Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる　66
Ⅱ　快適な住環境をつくる　73
Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる　79

第３章　環境と調和するまちをつくる　84
Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る　84
Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる　87

第４章　活力がみなぎるまちをつくる　92
Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る　92
Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る　98

第５章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる　102
Ⅰ　都市間交流の促進を図る　102
Ⅱ　美馬文化を継承・創造する　106

第６章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる　110
Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する　110
Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する　117

第５部　資　料

審議等の経過　121
諮問・答申　122
審議会委員　124
パブリックコメントの結果　124

美馬市市章

美馬市の花（サルスベリ）

美馬市の木（シダレヤナギ）

美馬市の鳥（アカゲラ）

第1部

序論 Introduction

◎第１章　はじめに
◎第２章　美馬市の現状と課題

第1章　はじめに

1　計画策定の趣旨

平成１７年３月１日、脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村の４町村が合併し、「美馬市」が誕生しました。

そして、本市の最上位計画として、新たなまちづくりの基本的な方針を示す最初の「美馬市総合計画」が平成１９年度からはじまりました。

美馬市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、基本構想の計画期間は平成１９年度から平成２６年度までの８年間とし、基本構想では、「四国のまほろば美馬市」を本市の将来像とし、「共創・協働」を基本理念に掲げ、その実現のために、前期基本計画を策定し、行政と市民が一体となり、さまざまな施策を実施してきました。

そのような中、医療福祉制度改革をはじめとする各種制度改正やサブプライムローン問題を発端とする世界金融危機による景気の急速な減退、さらには政権交代など、美馬市を取り巻く情勢は予想以上に大きく変化しました。

また、本市の財政は、歳入のうち地方交付税が４１．８％（平成２１年度決算）を占め、財政運営は国等に大きく依存したものとなっており、今後、地方交付税の合併算定替えの特例措置が段階的に廃止されるなど、一層厳しい財政状況が予想されます。

さらに、第２次行財政システム改革実施計画、次世代育成支援後期行動計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画など、諸計画の改訂も行われています。

この度、平成２２年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、このような前期基本計画策定時からの社会情勢等の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、平成２３年度から平成２６年度までの４か年を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

2　後期基本計画の位置づけ

美馬市総合計画は、市民の多くの意見をはじめとして、国や県の動向を踏まえつつ、本市の将来的な姿を想定し、まちづくりの共通目標と市政の基本的な方針を明らかにするものです。総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

後期基本計画は、基本構想に基づいて実施していく各部門の基本的な計画の方針と施策について総合的、体系的に示します。

■計画の体系

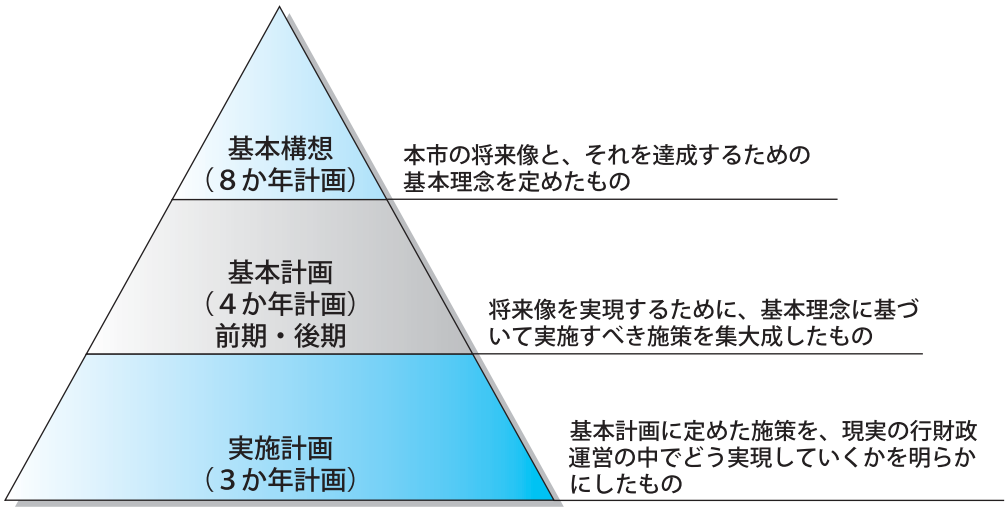

■計画の時間軸

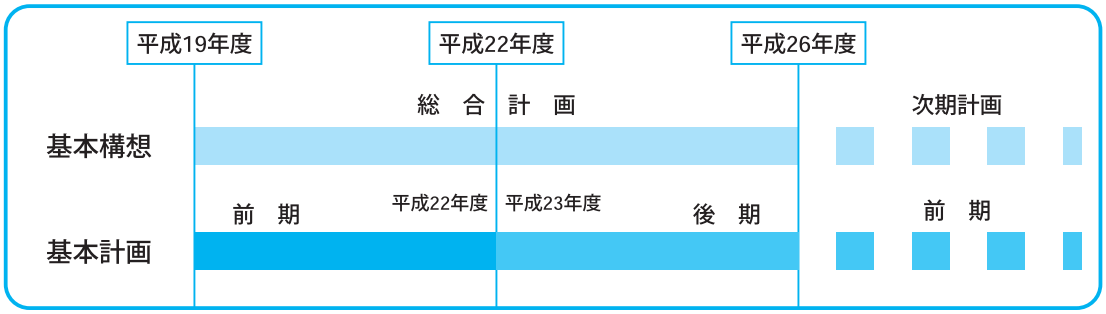

第2章　美馬市の現状と課題

1　美馬市の特性

(1) 位置・地勢

徳島県の西部に位置し、西側がつるぎ町、三好市と、北側が讃岐山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市、神山町と、南側が那賀町と接しています。

総面積は、３６７．３８㎢で、市のほぼ中央を東西に吉野川が、南北には穴吹川等の吉野川水系の河川が流れ、その沿岸の平野部が主な可住地となっており、北側の讃岐山系、南側の剣山山系をはじめ、総面積の約８割が森林で清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域です。

気候は、瀬戸内気候に属し、年平均気温が １５．１℃と年間を通じて比較的温暖な気候ですが、平野部と山間部との寒暖の差は大きくなっています。

本市を通じる主要な道路交通は、徳島自動車道（市域内２インターチェンジ）、国道 １９２号、１９３号、４３８号及び４９２号、主要地方道美馬・塩江線、県道鳴門池田線があり、主要交通機関は JR 徳島線と路線バス５路線 １２ 系統が運行されています。

(2) 歴史的背景

市内には、歴史的資産が多く残されています。「うだつの町並み」は、江戸から明治にかけて藍で栄えた往時を偲ばせる文化的価値の高い通りです。古い藍商の面影を残す本瓦ぶき、大壁造りの重厚な構えをした家々が約 ４００ mにわたり軒を連ね、隣家との境には「うだつ」と呼ばれる防火壁をもつ家が多くみられます。昭和 ６３ 年 １２ 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

「寺町」は、その名のとおり、まちの一角に寺が建ち並び、古都の趣を感じさせています。池泉式枯山水の庭園がある願勝寺、本格的な能舞台を備えている安楽寺など、寺から寺への静寂とした歴史散策を楽しむことができます。

このほか、国指定の建造物に三木家住宅と旧長岡家住宅があります。有形重要文化財には最明寺の木造毘沙門天像があり、史跡には段の塚穴、郡里廃寺跡（白鳳時代に建立された法隆寺に匹敵する大寺院跡）があります。また、国の登録有形文化財として、青木家住宅主屋など １２ の建造物があります。

(3) 社会的条件

①人口、世帯数の推移

平成２２年国勢調査速報によると、人口は３２，５０２人、世帯は１１，６７０世帯です。

平成１７年国勢調査との比較によると人口については２，０６３人の減、６％の減少率でした。これは県の同様の人口比較の減少率２．９７％に比べ大きく上回っています。

基本構想において、人口の目標を平成２７年３月末において３２，０００人と設定しており、目標の実現に向けて様々な取組を展開する必要があります。

区　分	平成７年	平成17年	平成22年	増　減	増減率
人口（人）	38, 202	34, 565	32, 502	△ 2, 063	△ 6. 0
世帯数（世帯）	11, 786	11, 902	11, 670	△ 232	△ 1. 9

参考資料（平成７年、平成17年、平成22年国勢調査、平成７年の数値は旧町村を合算）

②産業＜商業の推移＞

商店数は平成１９年の調査で、卸売業５４店、小売業４４７店となっており、小売業の業種構成は、飲食料品が３８％、その他（医薬品・化粧品・燃料等）３１．５％、繊維・衣料・身の回り品が１２．５％、家具・什器・機械器具が８％となっています。

事業所数では、平成１６年調査と比較すると卸売業が１４．３％、小売業では９．９％の減少となっています。

消費者の購買活動の広域化や、大規模店舗、複合型商業施設への顧客の集積等により既存の商店を訪れる顧客がますます減少しています。商工会等と連携し、地域の特性を活かした商店の復興をすすめる必要があります。

区　分		平成６年	平成16年	平成19年	増　減	増減率
事業所数（店）	卸売業	67	63	54	△ 9	△ 14. 3
	小売業	672	496	447	△ 49	△ 9. 9
従業者数（人）	卸売業	461	443	364	△ 79	△ 17. 8
	小売業	2, 271	2, 154	2, 101	△ 53	△ 2. 5
年間商品販売額（千万円）	卸売業	1, 987	1, 258	895	△ 363	△ 28. 9
	小売業	3, 307	3, 235	2, 956	△ 279	△ 8. 6

参考資料：徳島県の商業（平成６年、平成16年、平成19年）

③産業＜工業の推移＞

工業の状況は、平成２０年の調査で、事業所数が９８となっており、主な業種構成は、木材・家具が１９．４％、食料・飲料等が１７．３％、土石製品が１３．３％、衣料・繊維製品等が１０．２％となっています。

事業所数では、平成１５年と比較すると１５．５％の減少となっています。

工業は地域の雇用の要でもあり、市内事業所への支援や新産業の創出等が急がれます。

区　分	平成７年	平成15年	平成20年	増　減	増減率
事業所数（事業所）	163	116	98	△18	△15.5
従業者数（人）	2,958	1,820	1,570	△250	△13.7
製造品出荷額（千万円）	6,167	3,553	3,823	270	7.6

参考資料：徳島県の工業（平成７年、平成15年、平成20年）

④産業＜農業の推移＞

平成２２年農林業センサスによる農家総数は３，０８３戸で、経営耕地面積は、１，０２１ha（田６４４ha、畑２７７ha、樹園地１００ha）です。

平成１２年と比較すると、農業経営体数は３３．２％の減少となっており、県平均の６．７％の減少と比較すると大きく減少しており、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業・農村を取り巻く環境は非常に厳しい状況が伺えます。新たな担い手の育成や農業経営者の支援などが必要となっています。

区　分	平成２年	平成12年	平成22年	増　減	増減率
農家数（戸）	4,404	3,610	3,083	△527	△14.6
農業経営体数（戸）		2,093	1,398	△695	△33.2
経営耕地面積（ha）	2,190	1,607	1,021	△586	△36.5

参考資料：1990年、2000年世界農林業センサス、2010年農林業センサス

⑤産業＜林業の推移＞

平成２２年農林業センサスによる本市の森林面積は、２９，１０４haで、市全体の８割を占めています。

一方、林家数は、１，５７５戸で、平成１２年と比較すると、８．７％の減となっています。過疎化・高齢化による担い手不足や後継者不足に伴い、森林の保全管理が困難となっています。循環型の協働社会を担う人材の育成が急務となっています。

区　分	平成２年	平成12年	平成17年	増　減	増減率
林野面積（ha）	29,371	29,116	29,104	△12	△0.04
林家数（戸）	3,190	1,726	1,575	△151	△8.7
保有山林面積（ha）	10,840	8,836	8,068	△768	△8.7

参考資料：1990年、2000年世界農林業センサス、2005年農林業センサス

2　時代の潮流と抱える課題

(1) 地方分権の進展と地域主権

平成１２年４月に施行された「地方分権一括法」以降、地方の税財政改革（三位一体の改革）、さらには、平成１９年の地方分権改革推進法の施行により、国と地方自治体がれぞれの役割と関係を見直し、地方自治体は、自らの判断と責任において特色あるまちづくりを進める能力が求められています。

また、国は地方分権をさらに進めるため、中央集権制度を抜本的に改め、地域住民自らが地域運営の主導権を持ち、責任を持って地域をつくっていく「地域主権」へと転換すべく地域主権改革が進められています。

このため、市民の多くのニーズに応える行政能力の向上や財政基盤の強化に努めるとともに、市民参画のもとで、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成２２年国勢調査やその後の人口推計から、戦後初めて減少局面に入ったとされており、平成２１年の合計特殊出生率が１．３７になるなど全国的に少子化の傾向にあります。

一方で、医療技術の進歩等により平均寿命が伸び、老齢人口は増え続け、世界でも例を見ないほどのスピードで高齢社会を迎えています。

こうした人口構造の変化は、社会経済に様々な影響を与えており、今後の経済成長や社会保障制度等に対する影響が指摘されています。

本市においても、少子高齢化や人口減少が確実に進んでおり、都市としての活力を維持するための定住人口の確保や、子育て支援の充実、産業の活性化による雇用の確保、中山間地域における集落の活力維持など、市政のあらゆる分野で定住人口及び交流人口の維持・拡大に努めていくことが課題となっています。

(3) 情報化の進展

近年の情報通信技術の急速な進展は、市民生活や生産・経済活動等様々な分野に大きな変革をもたらしてきました。

情報インフラの整備が進み、インターネット人口の増加、地上デジタル放送の開始などにより、さらに活用の幅が広がる傾向にあります。このような情報通信技術を市民生活や域外への情報提供・発信、事務事業の効率化に積極的に活かしていくことが求められています。

本市においても、加入者系の光ファイバー網を整備し、音声告知システムを導入し、また、余剰心線を利用し、民間活力利用によるＣＡＴＶや高速インターネットサービスを提供しています。また、同システムを活用し、一人暮らし高齢者を対象とした安否確認サービスで「見守りシステム」を構築し、現在、健康管理分野での実証実験を行うなど市民サービス等の向上のため、情報通信基盤の整備をおこなっておりますが、情報格差の解消、個人情報のセキュリティ対策等が急務となっています。

(4) 国際化の進展

今日の情報通信網の整備や交通等の技術革新の進展は人・モノ・情報等の移動、交流の規模と範囲を飛躍的に増大させています。このような中、経済分野をはじめ、文化などの様々な分野で国際的な交流が活発化しています。

本市においても、国際交流員を迎え、観光･文化交流等多面的な国際交流を進めていますが、国際化に対する意識を高めていくことが求められています。

(5) 環境意識の高まりと循環型社会の到来

経済や技術の進展は、私達の生活を豊かで便利にする一方で地球温暖化など、地球規模で様々な環境問題を引き起こしています。

また、資源エネルギーの減少や地球温暖化対策など人々の地球環境に対する関心も高まっています。

今後、経済活動のあり方や市民意識、ライフスタイルを見直し、自然と共有する環境負荷の少ない循環型の社会を形成し、豊かな自然を次代に引き継いでいくことが求められています。

(6) 安全の関心の高まり

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災を契機に、地震や災害に強いまちづくりへの意識が高まり、今までの地域防災計画の見直し等の動きが活発になっています。

本市においても、「美馬市地域防災計画」等各計画を想定外の災害にも対応できるよう現況に即した実践的かつ効果的な対策を講じていく必要があります。

近い将来に発生することが危惧されている東海・東南海・南海地震等に備え、市・自治体・自主防災組織がそれぞれの役割と責任のもとに相互に連携・協働して防災対策を着実に行うためのシステムづくりを進める必要があります。

防災訓練

第 2 部 Approach situation of the first term basic plan

前期基本計画の取り組み状況

◎第 1 章　市民が大切にされるまちをつくる
◎第 2 章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる
◎第 3 章　環境と調和するまちをつくる
◎第 4 章　活力がみなぎるまちをつくる
◎第 5 章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる
◎第 6 章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

平成１９年度からの４か年の前期基本計画における取り組み状況は、次のとおりです。

第1章　市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる

人権問題の解消を図る施策として、市民一人ひとりはもちろん本市職員からの意識改革が重要なことから職員人権研修を実施し、また班編制による各自治会への「人権問題地域懇談会」を主体的に取り組みました。

また、複雑多様化する社会情勢により様々な人権問題が生じていることから毎月発行される市広報紙や音声告知放送で市民全体に周知を図り、美馬市人権擁護委員を中心に定期的な人権相談に対応してきました。

隣保館活動としては、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を図るべく各種講演会・研修会を実施してきました。また、地域社会全体の中で福祉の向上や住民交流の促進を図るため、地域、学校、各種団体が一体となって、隣保館運営事業をはじめとする各種事業や納涼大会等のイベントを積極的に実施するとともに、老人クラブや婦人会の活動など地域コミュニティの活動拠点としての役割を果たしてきました。

男女共同参画の推進については、平成２１年２月に「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施し、意見の取りまとめ・分析を行い「美馬市男女共同参画基本計画」を策定しました。

人権講演会

Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる

健康づくりの推進については、市民と行政が一体となって取り組む健康づくりを目的として、本市の特徴や市民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた「健康みま２１」を平成２０年３月に策定しました。策定後は「健康みま２１推進協議会」を設置し、計画の推進体制を整備するとともに、行政・市民や関係機関の連携を図りながら、生涯を通じた健康づくりを推進してきました。

生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導や各種がん検診の効果的な実施に向けて、健診未受診者に対する啓発や受診後の保健指導・受診勧奨を積極的に行いました。その結果、特定健診受診率が１０％近く向上し、県内２番目の伸び率となりました。

また、健康づくりの地区組織として活動している食生活改善推進員（ヘルスメイト）の育成や主体的な活動に向けての支援を行いました。

介護保険事業の運営については、日常生活において支援を必要とする高齢者が安心して生活を送ることができるように、在宅介護サービス・施設介護サービス・地域密着型サービスの充実に努め、地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントや包括的・継続的ケアマネジメントなど介護予防支援のための事業を行いました。要支援、要介護状態等にならない、重度化しないような介護予防を重視した事業や地域自立支援事業の実施、介護給付の適正化、介護保険料の負担軽減など、介護保険事業の適切な運営に努めました。

介護予防事業

Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

高齢者福祉の充実については、高齢者の実情に合わせた健康教育、健康診査などにより寝たきりにならない健康づくりを推進するとともに、訪問介護やデイサービスなど高齢者が自立した生活ができる体制を構築しました。

また、高齢者が安心して生活するための高齢者住宅改造費助成などの各種助成や行政の相談などのサービスを充実するとともに、高齢者の生きがいや労働意欲をより有効に活用するため、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加、地域連携強化を図りました。

さらに、近隣や地域における見守り活動を推進するとともに、緊急通報システムによるひとり暮らし高齢者のための緊急通報体制の整備、拡充や配食サービス実施に併せて安否確認を行い、高齢者の見守り体制の強化を図り、認知症高齢者のためのグループホームの整備を行うなど、地域密着型サービスの充実を図りました。

児童・母子（父子）福祉の充実については、平成１７年度に策定した「美馬市次世代育成支援行動計画」に基づき様々な支援施策に取り組みました。家庭児童相談員（２名）を配置し、子どもをめぐる様々な問題や子育て等の相談に応じ、児童館、子育て支援センターを設置し、地域における身近な子育て家庭の交流の場を提供しています。

家庭や地域の子育て機能が低下し、育児不安による児童虐待が増加・深刻化していることから、保健師による乳児家庭全戸訪問事業で、要支援家庭等の育児環境をいち早く把握し継続した育児支援に努めました。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、地域全体での支援に努めました。

共働き家庭等を支援するために、児童館（２館）、児童クラブ（３クラブ）を開設しました。また、多様化する就業形態や保護者の疾病等により、一時的に家庭での養育が困難となった時に利用できる、病児・病後児保育事業、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター等の事業を提供してきました。

ひとり親家庭の生活の自立と健康な生活の実現のため、これまで母子家庭を対象としていた児童扶養手当の支給を平成２２年８月より父子家庭へも拡大しました。

修学資金をはじめとする母子寡婦福祉資金の貸付や自立支援プログラム等の就業相談、高等技能訓練促進費の支給等を行い、母子家庭の経済的自立と生活の安定を支援しました。

保育事業については、核家族化の進展や女性の社会進出といった社会的背景を受けて、子育てと仕事の両立支援、子育て支援に取り組んできました。

６カ所の保育所において、０歳児保育や一時預かり（一時保育）事業、子育て支援センター事業、世代間交流事業、異年齢事業などを行い、保育サービスの充実を図りました。

また、保護者が就労している場合等には、子どもが病気の際に自宅での保育困難な場合があるため、病院等に付設された専用スペースにおいて病気の児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業を行い子育てと仕事の両立支援を図りました。

Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる

幼稚園就園支援の推進として、市内３園において３歳児からの就園を実施するとともに、障がいのある幼児を受け入れるために特別支援員を配置しました。

また、各幼稚園において、保護者からのアンケート調査をもとに自己評価や学校関係者評価の実施や幼・保の施設等の一体的運営に向けて、幼稚園教諭と保育士による人事交流を実施し、幼稚園教育の充実を図りました。

義務教育の充実においては、「確かな学力」の育成を図るとともに安全・安心な学校づくりなど、教育環境等の質の向上に努めるとともに、教育的支援が必要な幼児・児童・生徒への支援体制の整備を図り、学力の向上については、全国及び県の学力調査結果を分析し、課題の把握と改善に努めました。

人権教育や道徳教育の実践研究に取り組み、「豊かな心」の育成に努めました。また、いじめや不登校等の早期発見、早期対応に努めるとともに、問題行動の防止に向け、教職員研修等を実施してきました。

また、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、適切な指導や支援ができるよう協議会や研修会を開催してきました。

少子化に伴い学校の小規模化が進む中で、これまで幼稚園２園、小学校６校の統廃合を行いました。今後の長期的な学校再編計画についても、審議会答申を受け、基本構想及び実施計画の策定を進めています。

学校施設の耐震補強は、平成２１年度から集中的に取り組んでおり、平成２２年度末までに８７．３％の耐震化が完了しました。

教育の情報化については、小中学校にパソコンや電子黒板を導入するなど、教育環境の整備を行いました。

Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

生涯学習の推進については、市民の自主的・主体的な生涯学習を支援するため多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習活動の拠点となる施設の整備や関係団体との連携により生涯学習支援体制の充実を図りました。

青少年の健全育成については、青少年健全育成市民会議を中心に、地域・家庭・学校、また、関係団体と連携し、健全育成講演会の開催、親子体験活動を通じた家庭教育の向上、各地域でのボランティア活動、世代間交流等を実施し、地域の教育力向上を推進しました。

美馬市青少年育成センターやボランティアによる巡回パトロール、補導員連絡協議会による街頭補導を実施し、青少年を犯罪や様々な危険から保護する活動を推進しました。

子どもたちの安全・安心な居場所づくりを確保するため、放課後子ども教室事業を全小学校とスポーツクラブ４団体で実施してきました。

学校と地域の連携を図るため、学校支援地域本部事業を穴吹中学校区で実施しています。

成人式では、新成人から企画委員を公募し、ニーズの把握に努め、当日の運営についても新成人が担うなど、社会参加活動を促進しています。

生涯スポーツの振興については、子どもから高齢者まで楽しめる生涯スポーツの普及、競技スポーツの向上と併せて、指導者の育成・確保を図り、地域全体がスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりに努めました。

総合型地域スポーツクラブを推進するため、市内５つの総合型地域スポーツクラブがそれぞれの特長を活かした活動を展開し、会員数、活動内容を拡大させてきました。

体育施設の有効利用について、地域活性化経済危機対策事業等を活用し美馬市民グランド、穴吹スポーツセンターなどの施設改修を行いました。

美馬駅伝大会＆クロスカントリー in 美馬

第2章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる

Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる

防災対策の推進については、生活必需物資調達に関する協定や資機材の供給協定を関係機関や業者と締結し、災害時に備え関係機関との連携強化を図るとともに、市内各戸への音声告知端末の設置や市内各所に屋外スピーカーを設置することにより、災害時の情報伝達体制を整えました。

自主防災組織の推進については、結成促進・活動促進を図るため自主防災組織連絡協議会を平成２０年２月に設立し、自治会単位での組織結成を推進してきた結果、平成２２年４月現在で組織率は９６．４％となりました。

防災訓練については、平成１９年度までは関係機関の連携強化を目的に「美馬市総合防災訓練」を実施してきましたが、平成２０年度からは自主防災組織を主体とした住民参加型の「美馬市民地域防災訓練」を実施してきました。

近い将来に発生することが危惧されている東海・東南海・南海地震に備え、「職員災害時初動マニュアル（震災編）」を平成２２年３月に作成し、地震発生時の初動体制の強化を図るとともに、備蓄については、平成２１年度に美馬市内の主要な避難所となりうる施設に、防災倉庫を設置し、発電機、投光器、コードリール、組み立て式簡易トイレなどを整備しました。

危機管理体制の整備として、新型インフルエンザ対策行動計画、対応マニュアルを作成し、新型インフルエンザなど、健康危機事象が発生した場合の危機管理体制の整備に取り組みました。

交通安全対策の推進については、例年実施される春及び秋の全国交通安全運動、高齢者の事故防止を目的に年末に実施される高齢者交通安全運動、重大交通事故が多発する時期である年末・年始に実施される年末年始の交通安全運動に積極的に参加し、職員立哨、幟旗の掲示、広報紙・チラシ・啓発用品の配布、音声告知放送による広報活動、学校等の交通安全教室への信号機の貸し出しを行うなどの啓発に努めました。

また、１２月には交通安全啓発のための三味線餅つき等を実施するなど地域住民の交通安全意識の高揚及び交通事故防止を図りました。

また、市から委嘱された交通指導員による交差点での交通指導や市内における交通安全対策の推進を図るため、地区及び学校保護者（母の会）等に対し、補助金を交付してきました。

防犯対策の推進については、子ども達の安全を守るため、市内全体の地域でボランティア組織である地域の安全を守る会など、多くの防犯パトロール隊が結成され、朝夕の登下校時に青色パトロールカーで巡回してきました。

また、市営住宅から暴力団関係者の入居排除をするため、警察署との連携を強化しました。

交通安全運動

消費生活対策の推進については、市内における消費者被害の解決を図るため、平成２２年４月に脇町老人福祉センターに消費生活センターを設置し、相談業務を開始しました。 また、市民が消費生活において、よりよい商品を合理的に選択し、悪質商法などの被害に遭わない自立した消費者となるために必要な知識や情報を提供することを目指して、自治会連絡協議会などの会合、社会福祉関連事業所への啓発資料の配付、広報、音声告知放送などによる情報の提供を進めてきました。

Ⅱ　快適な住環境をつくる

上水道の整備については、水道の安定供給を行うために、災害に強い施設・将来の給水計画を見通した施設・基幹施設（構築物・管路）の耐震化を進めてきました。

美馬上水道においては、宮北配水池更新・東部低区配水池更新・野田ノ井地区の電気計装設備更新・山手線配水管更新・明神原配水管布設替工事を行いました。

穴吹上水道においては、国道１９２号及びＪＲ敷地内の送配水管更新・市ノ下送水ポンプ場計装設備設置・着水池の更新（耐震化）工事を行いました。

脇町上水道においては、段地区送配水管更新・新町地区の配水管布設・助松地区の上水道統合・県道鳴門池田線バイパスの配水管布設・中央水源地電気計装設備更新工事を行いました。

施設の管理については、常時職員が施設の管理点検を実施すると共に、計装施設で常時各施設の状況を確認し、異常がある場合には漏水調査を行い、断水事故・路面陥没事故の防止を図り、有収率の向上に努めました。

簡易水道については、簡易水道統合計画を策定し、平成２１年度に厚生労働省に提出するとともに、旧三島簡易水道及び旧穴吹簡易水道において、危険な施設となっていた取水施設を撤去し周辺住民の安全を確保しました。

水道事業の経営については、経営の基本となる水道料金を、平成１９年度において料金体系と美馬町地区の料金格差解消のため料金を見直すとともに、未収金徴収対策として、未納者に対し、給水停止を行い徴収率の向上に努めました。

また、高金利の起債を繰上げ償還することにより起債償還金の軽減を図りました。

市営住宅の整備については、美馬市地域住宅計画を策定し、中層団地の耐震診断・屋上断熱防水工事等住宅の改善を図り、また、空き家の木造住宅について用途廃止を行い、取り壊しました。

また、日常生活の中で発生する住宅施設の不具合について入居者からの要望に迅速に対応するように努めるとともに、入居決定の手段として公平で的確に実施するため、公開抽選による方法を採用しました。

環境美化の推進については、市民の環境美化への意識を高め、地域を住みよいきれいな環境に保つため、市内全域の一斉清掃や、市民団体が参加し、国・県との連携による国道や河川の清掃に取り組みました。また、不法投棄やごみの投げ捨て、散乱を防止するため、環境パトロールや指導を実施してきました。

穴吹町上水道着水池

Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

生活道路の整備については、市道改良を中心に、市民生活を支える道路の整備を優先的に進めるとともに、生活基盤となる道路整備を効率的に実現するため、国県道の整備を促進しました。

市民交通システムの整備では、路線バス利用者のニーズ向上を図るためアンケート調査を行いました。

木屋平地区では、買い物や通院の交通手段の確保のため、市民が組織するＮＰＯによる過疎地有償運送事業が定着しています。

第3章 環境と調和するまちをつくる

Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る

自然環境の保護については、本市の環境の現状と課題、市民ニーズを踏まえ、よりよい環境づくりを進めるため、平成２０年３月に美馬市環境基本計画を策定し、自然環境保護の重要性や具体的方策について、啓発、教育、広報等を行いました。

河川環境の保護については、吉野川や穴吹川をはじめとし、市民の憩いのスペースづくりや観光資源としての整備が進められており、市民やＮＰＯ等による河川環境の保護や活用に対する取り組みが行われており、河川の保護、河川の汚染防止の必要性を広める広報活動を実施してきました。

森林の保全と活用については、効率的な林業経営を支え、林産物の搬出入を容易にする適切な森林整備を行いました。また、災害有事の際における森林資源の搬出入また集落間を結ぶ主要交通網の迂回路・避難路として活用できるよう、林道等の基盤整備を行いました。

Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

循環型社会の推進については、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、市民や事業者に対し、ごみの分別の徹底や、リサイクル製品の利用促進、使用済乾電池の回収などの、基本的な取り組みを進めました。

下水処理対策の推進については、公共下水道施設整備、農業集落排水施設整備、合併処理浄化槽の設置工事費に対する補助を行い、水質環境基準の維持と生活環境の向上や快適な生活空間の確保に取り組みました。

デ・レイケ公園

第4章　活力がみなぎるまちをつくる

Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る

農業の振興については、農道などの基盤整備を中心に、計画的、段階的な整備を進めるとともに、中山間地域総合整備事業や有害鳥獣対策に努めました。また、地産地消を推進するためイベントを開催するなど地場農産品のＰＲに努めました。

林業の振興については、森林施業計画に基づき、計画的・合理的な森林施業を行うとともに、簡易作業路網の整備及び高性能林業機械の導入により施業の低コスト化を図りました。

また、重点的な間伐施業団地を設定し、環境に配慮した森林を目指した施業を行いました。

商業の振興については、商工会等の各種団体との連携を図りながら、消費者の購買意欲の向上と地域資源を活かした特産品開発、販路開拓に取り組みました。

消費者の購買意欲の向上に対しては、市商工会とともにプレミアム付商品券発行事業に取り組み、市民にも好評を得、家計支援及び地域経済への活性化にも繋がっています。

企業誘致、企業支援の推進については、市町村間の企業誘致活動が過熱する中で、製造業・宿泊業・コールセンター・データセンターなどの事業所等の新設・増設を促進し、経済の発展及び雇用機会の拡大を図るため、事業者に対し、固定資産税の減免・事業所等設置奨励金・雇用奨励金などの奨励措置を平成２１年度に拡充しました。

また、情報収集活動を積極的に行うとともに、「美馬市企業誘致ガイド」を作成し、企業誘致活動を展開しました。

Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

観光の振興については、県西部の２市２町の官民で組織する「にし阿波観光圏協議会」を設立し、観光エリアの拡大による滞在型観光の増大また閑散期の集客などを図るため、観光地ネットワークづくり、受入れ体制の充実・強化、新たな観光資源の掘りおこしなど、観光客の増加拡大に向け取り組みを行いました。

また、観光施設の管理については、老朽化した施設や設備などの大規模改修を実施し、安全で快適に利用できる観光施設づくりに努めました。

さらに、文化観光案内施設整備事業として、訪れる方が、わかりやすく目的地まで行けるよう主要な観光施設について道路案内標識を設置しました。

観光サービス業の支援として、市の所有する観光施設で、指定管理者として施設を運営する第三セクター等について、サービスの向上、安全性などについてモニタリング調査を行うとともに、経営基盤の安定強化に向け支援・指導を行いました。

また、県や市観光協会など各関係団体と協調し、東京圏をはじめ、各地で開催されるイベントに積極的に参加し、誘客に向けたＰＲ活動を行うとともに、假屋崎省吾華道展、穴吹川筏下り大会など観光資源を活かした魅力あるイベントを継続的に開催し、観光客の増大に努めました。

穴吹川筏下り大会

假屋崎省吾華道展

第5章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

Ⅰ　都市間交流の促進を図る

広域交流の推進については、県西部圏域での観光・文化・経済面での交流及び振興を目指して、徳島県西部総合県民局が「徳島県西部圏域振興計画」を策定し、市としても、県西部圏域で行われる諸行事に積極的に参画し、県の推進する「地域完結型」の交流や連携の振興策に協力してきました。

また、近畿美馬市ふるさと会事業として、毎年の通常総会の開催、定例の役員会開催を基本に、本市の観光、文化などを体験してもらう「体験交流事業」を実施しました。また、市関連イベント、観光等の情報交換の方策として、広報「みま」の定期配布を行いました。

移住・定住の促進については、移住・定住希望者の様々な問い合わせ等に対応できるように、移住交流センターを設置し、相談窓口業務を行うとともに、移住希望者の多様なニーズに対応できるように、空き家所有者で貸し出しや売買できる物件を募集し、移住希望者向けにホームページ等を活用し情報発信を行いました。

また近畿美馬市ふるさと会などを通じ、Ｕターン希望者等との交流を図り、交流から移住への誘導も行いました。

国際交流の推進については、国際交流員による幼稚園や小中学校への継続的な出前講座において外国の文化や歴史、価値観、習慣の違いなどに触れる機会を増やしてきました。

また、中国語講座の開催により、市民の人たちとの国際交流を深め、毎月、発行される市広報紙には交流員のレポートを載せ、市民の国際理解を促すとともに、国際交流の広がりを図るため、地域の人たちが参加する行事等に積極的に参加してきました。

また、外国語（英語・中国語）による生活情報冊子や観光パンフレット等を作成し、これらをホームページにおいても公開しています。

国際都市交流の促進としては、平成２２年８月２４日に中国雲南省大理市と友好都市締結協定書の調印を行い、まずは人と人の交流を進めるために、互いに使節団を派遣することやインターネットを活用した小中学生の交流、産業や文化を通じた交流などを進めていくことを共通の認識として確認を行いました。

国際交流員出前講座

Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

伝統文化の振興については、「伝統文化こども教室」などの補助事業を利用し、子ども達に伝統文化に接する機会を設けることで伝統文化の保存継承を図りました。また、美馬市の文化財に指定されている伝統文化については、市主催行事などで披露する機会を設け、伝統文化の周知に努めました。

文化財の保護対策として、国指定史跡については、指定地の公有化を進めており、これまでに郡里廃寺跡は９７％、段の塚穴は７０％の公有化を完了しました。

伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物などの保存の緊急性、効率性などを考慮し、年間２棟前後の保存修理に対して補助金を交付することで、地区の保存修復を進め、歴史的環境・景観の保護に努めました。

また、町並み保存会の研修やボランティアガイド研修などの活動を支援し、普及啓発に努めました。

芸術・文化の振興については、公民館活動・教育集会所の各教室の活動・文化協会活動といったそれぞれの文化活動の成果を発表する場として、市文化協会を中心に、市民参加型の文化祭を開催しました。

また、多くの市民に、より優れた芸術に触れる機会を提供するため、コンサートなどの開催に努めました。

旧長岡家住宅（国指定重要文化財）

市民参加による東京交響楽団コンサート

第6章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

Ⅰ　市民との共創･協働によるまちづくりを推進する

地域コミュニティ活動の支援については、地域コミュニティの基礎である自治会に対し、自治会総会や毎月の広報活動を通じ、様々な情報提供を積極的に行い、自治会独自の活動についても、連携を取りながら支援を行ってきました。

また、美馬市自治会連絡協議会を設置し、自治会長の中から地区毎の代表を選出いただき、自治会の問題や課題についての協議を行うなど、行政との緊密な連携を図ってきました。

自治会組織の再編については、１８の連合自治会が結成されており、自治会活動の広域化が図られています。そして、広域化した自治会の活動の支援として、自治会共創と協働モデル事業や自治会共創・協働まちづくり事業を活用して、各地域で独自での活動が積極的に行われています。

ＮＰＯや各種団体の活動の支援については、サテライトオフィスやＮＰＯフォーラムなどを通じて、活動のＰＲやリーダーの研修、団体間の連携を図りました。

市民参加の推進については、各種シンポジウムやフォーラムなどに、自治会などの住民組織や、ボランティア団体、ＮＰＯ等の市民団体への参加を呼びかけ、相互間の連携を図ってきました。

地域情報化基盤の整備については、平成１８年度に地域イントラネット網を整備し、４庁舎をはじめとする公共施設１０４カ所を相互接続し、行政情報の共有化を図りました。続いて平成１９、２０年度に加入者系光ファイバー網を整備し、防災行政無線やオフトーク通信にかわる次世代通信システムである音声告知放送システムの導入も実現しました。

加入者系光ファイバー網は余剰心線をＩＲＵ契約により民間通信事業者に貸し出すことにより、民間活力利用によるＣＡＴＶや高速インターネットサービスを提供しました。

市独自のサービスとしては、音声告知放送システムによる行政情報の発信のほか、域内無料電話サービスなどを提供し、ＩＣＴの普及も図りました。

さらには、防災定点カメラを設営し主要河川の増水状況の把握や、美馬市防災情報システムによる防災情報などのメール配信サービスといった安心して暮らせるまちづくりへの活用を実現しました。

また、各種公共施設には、自由に利用できる公開端末を設置し、体育施設の予約状況がリアルタイムで分かる施設予約確認システムの構築など市民がＩＣＴと身近に接することができるよう努めました。

高齢化が進む状況下にあってひとり暮らし高齢者を対象とした安否確認サービスである「見守りシステム」を構築し、有事の際の緊急通報の精度を高めました。また市民の健康に対する意識向上を図るため、平成２１年度より美馬市「健康・安全・安心」支援事業として健康管理の分野でＩＣＴを利活用するための実証実験を実施しました。

教育の分野では教育ネットワークの構築も図り、情報教育における基盤づくりを実現しました。

情報公開制度の充実については、市が保有する公文書の適切な公開や個人情報の適正な取扱いの確保を実現するため、平成１８年度から、「美馬市情報公開条例」及び「美馬市個人情報保護条例」を施行するとともに、同年度より「美馬市情報公開・個人情報保護審査会」を設置し、情報公開及び個人情報の開示の請求を実施機関単位で受け付け、迅速、適切な公開に努めました。

広報広聴活動の充実については、市政に関する情報を市民に分かりやすく伝えるため、出前座談会など様々な活動に取り組んできました。

毎月１回の「広報みま」の発行、新聞やエフエムラジオ放送といったマスメディアを利用した広告・放送をはじめ、行政情報発信システム（当初はオフトーク通信や防災行政無線を利用、ＩＣＴである地域情報通信基盤の整備後は音声告知放送システムを利用）による音声による定時放送や緊急放送も実施しました。

さらにＩＣＴの利活用としては、当初よりホームページを開設し、市のＰＲ活動に努めてきました。平成２２年度からはＣＡＴＶの加入拡大に伴い、自主放送チャンネルを開設、観光ビデオや議会ライブ中継、自主制作番組である「広報みまＴＶ」の放送やホームページと連動した文字放送などを２４時間放映するサービスも開始し、情報発信の多様化を実現しました。

また、平成１９年３月には「美馬市市勢要覧２００７」を編纂し、ＰＲ資料の充実にも努めました。

Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

美馬市行財政システム改革基本方針及び実施計画に基づき、全庁一体となって取り組んだ結果、計画を上回るの成果をあげることができました。

また、効果的・効率的な行財政運営の推進については、平成１８年度及び平成１９年度を事務事業評価システムの試行期間とし、平成２０年度から本格導入しました。さらに、評価の客観性や透明性を向上させるため、市民や有識者で構成する事務事業評価委員会を平成２０年度に設置しました。

広域行政の推進については、市町村合併後、本市とつるぎ町で構成する一部事務組合が小規模自治体では対応しがたい業務に対して共同処理を行っていますが、設置から相当年数が経過する中で、その役割や取り巻く状況も大きく変化をしています。

そのような中、つるぎ町と継続した議論を行い、平成２０年１２月に中間確認書をとり交わし、一定の方向性を示しました。今後、その確認に基づき、議論を交わし、見直しを図っていくこととなります。

第３部　Schematic plan and basic policy of measure

基本構想と施策の基本方針

美馬市総合計画基本構想に掲げる将来像、基本理念、施策の基本方針を示します。

1　将来像

先人が培ってきた歴史・文化を継承しながら、市民の定住意識や地域への愛着を大切にし、本市に住むことが誇りとなるようなまちづくり、多くの人々が訪れ交流できるまち、すべての市民の基本的人権が保障され、それぞれのライフステージにおいて常に元気に活動できるまちを創造するため、本市の将来像を次のように設定します。

四国のまほろば　美馬市

－　だれもが住みたくなるまちをめざして　－

2　基本理念

まちを創っていくのは市民一人ひとりです。市民と行政は、情報や目的意識を共有し、ともに考え、種々の施策に挑戦し、役割を分担しながら協働していきます。

「共創・協働」

【　基　本　方　向　】

①一人ひとりの市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

②環境と調和し、安全・快適で便利なまちづくり

③人が集い、交流が生まれる活力と魅力あるまちづくり

3　施策の基本方針

①市民が大切にされるまちをつくる

基本的人権が尊重され、年齢、性別、国籍等を問わず、すべての人が個性と能力を発揮できるまちをつくります。

また、少子高齢化は本市にとっても大きな課題です。市民が健康で生きがいを感じ、安心して子どもを産み育てることができるよう、保健・医療・福祉が一体となった施策展開を進めます。

さらに、市民の日常生活に必要となる多様なサービスの機会と情報の提供を進めるとともに、人は何物にも代えがたい地域の財産であるという認識のもと、学校教育や社会教育等にかかる教育環境の整備と人材の育成を図っていきます。

②安心・安全・快適で便利なまちをつくる

都市の機能は、安全性と利便性が一体となって初めて確立されます。

このため、風水害や、大規模地震による災害等を想定した総合的な防災対策に取り組むとともに、広域的な消防・救急救助体制の確立や危機管理体制の構築を図っていきます。

さらに、地域活動や市民活動などと連携した防犯対策の充実を図ることにより、安心して暮らせるまちをつくります。

また、上水道、地域交通網、公園・緑地などの生活基盤の整備や、広域交通網へのアクセス向上などにより、快適で利便性が高い生活空間を創出していきます。

③環境と調和するまちをつくる

二酸化炭素排出削減や省資源・省エネルギー対策といった地球規模での環境問題が重要になっています。このため、市民の理解と認識を深めながら、環境負荷の少ない暮らしに向けて、廃棄物の適正処理と再資源化の推進、自然エネルギーやリサイクルエネルギーといった、新エネルギーに関する情報発信と有効活用の取り組みを推進し、市民、企業、行政が一体となって、資源循環型社会の実現を目指します。

また、森林や農地などがもつ治水や、国土保全、水源かん養、健康増進などの公益的機能を重視し、自然と共生し調和する環境整備を進めます。

④活力がみなぎるまちをつくる

地域の活力は、そこで展開される人々の地域活動、商業や工業、農業やサービス業といった産業活動に現れてきます。

このため、地域の特性を活かした活力ある農林業の育成、まちづくりと一体となった商工業の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るとともに、企業誘致など魅力ある雇用の場の創出に務め、地域の暮らしを支える産業がいきいきと発展するまちをつくります。

また、「うだつの町並み」をはじめとする市内の観光資源を有効活用するとともに、近隣自治体との連携を図りながら、広域型、滞在型、交流型などの様々な施策展開を模索し、観光関連産業の育成を進めていきます。

⑤人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

「人が集い、交流することで新しい文化が生まれ、文化の厚みが増すことによって魅力が高まり、より多くの人が集い、さらなる文化が生まれる」といった文化と観光の相乗効果をねらったまちづくりが求められています。

このため、本市の伝統文化の継承と活用を進めるとともに、多様化する価値観やライフスタイルにあわせた芸術・文化活動の振興に務めていきます。そうした活動や、姉妹都市交流などにより、関西圏や中国圏をはじめ、様々な地域や国内外との多様な交流が広がるまちをつくります。

さらに、行政と民間との連携により、いわゆるUJIターンを希望する都市在住者を支援する仕組みづくりに取り組むなど、交流人口、定住人口の増加施策を推進します。

⑥市民と行政による共創・協働のまちをつくる

今後も進展が予想される自治体再編や地方分権に対応するため、行財政改革を進めるとともに、広域行政の促進を図ります。

また、情報通信基盤の整備を行うことにより、行政情報の積極的な提供に努めるとともに、市民と行政が情報を共有しながら自分たちのまちのよさを確認し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりと、協働体制を充実させ、自治会などの地域コミュニティ、ＮＰＯなどの声と力を結集することにより、自主自立のまちを築き上げていきます。

美馬市、大理市との国際友好都市締結協定書調印式